

ブレジャー促進事業 仕様書

1 委託事業名

ブレジャー促進事業

2 事業目的

本県では、2023年度から開始した愛知県「休み方改革」プロジェクトの一環として、ブレジャーを促進している。ブレジャーは、宿泊施設を中心に、観光関連産業の平日稼働を増やし、観光需要の平準化に有効な取り組みである。

また、県内でアジア・アジアパラ競技大会の開催が予定され、地域の魅力を世界に発信する絶好の機会である。

これらを踏まえ、本事業では、本県が協力し一般社団法人愛知県観光協会（以下「県観光協会」）が発行予定の「あいち・なごや周遊観光パスポート（以下「周遊パスポート」）」のPRを通じ、出張客や大会関係者・観客をターゲットに、県内各地への誘客促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から 2027年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

周遊パスポートを広くPRするため、以下の業務を委託する。なお、企画提案の検討にあたっては、別添「あいち・なごや周遊観光パスポート商品概要」を参照すること。

（1）WEBサイトの開設・運営

周遊パスポートを紹介する、魅力的かつわかりやすいWEBサイトを開設すること。また、アジア・アジアパラ競技大会の開催を見据え、英語版のサイトも開設・運営すること。

ア 言語

日本語、英語

イ WEBサイト構成・掲載内容

- ① トップページ（「新着情報」含む。）
- ② 購入方法説明ページ（購入サイトは本委託業務外で構築するので、購入申し込みフォームや決済システム等の構築は不要。）
- ③ 利用方法説明ページ
- ④ 参画施設紹介ページ【トップ】（「施設からのお知らせ」、全体マップ含む。）
- ⑤ 参画施設紹介ページ【各施設詳細】（「施設からのお知らせ」含む。）
- ⑥ 有効期限早見表

⑦ 問い合わせページ（「よくある質問」含む。）

【参考】

「周遊パスポートWEBサイト」 <https://www.aichi-passport.jp>

ウ 開設・運営時期（※本県と協議の上、適宜調整する。）

- ・日本語版サイト

2026年5月上旬～2027年3月31日（水）

- ・英語版サイト

2026年7～8月頃～2027年3月31日（水）

エ 留意事項

- ・ サイト構成は、現行WEBサイトの課題を踏まえ、最適と考えられるものとすること。
- ・ イに掲げるページのうち、⑤を除くページのテキスト素材（画像素材は含まない。）は県観光協会より提供する。
- ・ イの⑤の制作にあたっては、受託者において、県観光協会及び参画施設との間で集稿し、少なくとも1回以上校正を行うこと。
- ・ イの①に設ける「新着情報」及びイの⑤に設ける「施設からのお知らせ」を県及び県観光協会の職員が手元パソコンで更新できる仕組みを実装すること。なお、イの⑤で更新した「施設からのお知らせ」は、④においても自動的に掲出される仕組みとすること。
- ・ 翻訳にあたっては、対象国ユーザーの視点で適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正することが望ましいがこの限りではない。
- ・ 契約期間中、県及び県観光協会からの修正依頼に委託金額内で応じること。（大規模な修正は別途協議を行うこととする。）また、WEBサイトはアクセス数やドメインパワーの向上に努めること。
- ・ 旅ナカで利用することを想定し、パソコンだけでなく、タブレット端末やスマートフォンでも快適に閲覧できるよう最適化すること。
- ・ サイト環境は、Google Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edge等の最新版ブラウザで閲覧可能とし、特殊なソフトウェアのダウンロードが必要ないようにすること。
- ・ ユーザーの反応等を可視化し、充実したマーケティング分析を行うため、アクセス解析ツール（Google Analytics及びMicrosoft Clarity等を想定）を導入し、専門的知識を有しない職員でも容易に利用できるよう設定を行うとともに、県が指定するアカウントに解析権限を付与すること。なお、アクセス解析ツール等による個人関連情報の取得については、同意撤回機能の提供等により、適切な通知・

同意を取得すること。

- ・事業終了後、受託者は、当該サイトで使用するドメインを3年間保持し、県又は後任の受託者が円滑に引き継げるよう、必要な協力（情報提供、説明、移行作業に係る支援等）を行うものとする。なお、当該支援期間は最大3か月程度を想定する。
- ・ドメイン移管が必要となる場合には、その手続、時期及び費用負担について、県と協議のうえ決定する。移行作業は、本業務の一部として実施するものとし、ただし、CMSの新規開発や、旧受託者が使用するCMSの開示・提供を求めるものではない。

（2）PR等

周遊観光パスポートを広く周知するため、効果的なPRを実施すること。

ア 必須制作物

- ① 日本語版パンフレット（A3サイズ2つ折り（仕上がりA4サイズ）両面カラーを想定、全体マップ含む）の制作（30,000部以上想定）
- ② 英語版パンフレット（A3サイズ2つ折り（仕上がりA4サイズ）両面カラーを想定、全体マップ含む）の制作（10,000部以上想定）
- ③ ポスター（B2サイズ片面カラー）の制作（50部以上を想定）
- ④ 参画施設であることを示すPOP類（参画約35施設想定×1個以上）
- ⑤ 2026年度版の紙チケットデザイン（PDF）
- ⑥ 周遊観光パスポートの有効期限早見表の制作（PDF）

別添商品概要の5 有効期間及び令和7年度に作成した有効期限早見表（下記【参考】）を参照し、利用者が周遊観光パスポートの初回利用日から90日後の有効期限を把握できるよう早見表を製作すること。

【参考】

令和7年度作成：周遊パスポート有効期限早見表

<https://www.aichi-passport.jp/assets/doc/hayamihyo2025.pdf>

イ PR方法

WEB広告、SNS広告、新聞・テレビ等のパブリシティ（※）、OTA（Booking.com、楽天トラベル、じやらんnet、Trip.comなど）の活用など、ターゲットを意識した有効なPRプランを提案すること。

※本仕様書上では、「ノンペイドパブリシティ」と「ペイドパブリシティ」を意味するものとみなす。

（想定実施時期：※本県と協議の上、適宜調整する。）

5月中旬：販売開始前後

8～9月：第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会開催前

10～11月：行楽シーズン前

ウ 付加提案

「周遊パスポート」の認知向上に繋がるような付加提案すること。

エ 留意事項

- ・O T Aを活用したP Rを提案する場合は、オンライン旅行取引の表示等に関する観光庁ガイドラインに配慮し、契約当事者、料金、取消条件等の情報の誤認を招かないよう表示・連携を行うこと。
- ・利用者属性及び認知媒体の傾向は年度により変動し得るため、2026 年度販売状況を踏まえ、適宜本県と協議の上、P Rを実施すること。
- ・県公式観光サイト「Aichi Now」及び県の広報媒体を活用した情報発信にあたっては、「Aichi Now」運営受託者や県の広報担当者との連携が不可欠であるため、相互に連携を図り協力して事業を実施すること。なお、連携内容については、県と協議の上、決定するものとする

(3) 完了報告書の作成

事業終了後、速やかに完了報告書を作成すること。

5 成果品の内容、納期、納入箇所

成果品の内容	納期	納入箇所
4(2)ア①に係るパンフレット	2026年5月中旬	名古屋市内1か所（一括）
〃 ②に係るパンフレット	2026年7～8月	名古屋市内1か所（一括）
〃 ③に係るポスター	2026年5月中旬	〃
〃 ④に係るPOP類	〃	〃
〃 ⑤及び⑥に係るPDF	〃	県観光振興課
4(2)ア①～⑤に係るAdobe Illustrator 等の編集可能なデータと仕上がりサイズのPDFデータ	〃	〃
4(3)に係る報告書 (紙2部、電子データ一式)	2027年3月31日	県観光振興課

6 留意事項

- （1）本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、本県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- （2）業務上で事業者等へのアポイントメントや権利関係の申請などが必要となる場合は、全て受託者の責任において行うこと。
- （3）本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本県に移転すること。
- （4）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （5）第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要

する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 業務実施のための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、本事業を推進し、全体の責任を取る実施責任者を配置し、進行管理・調整機能を一元化すること。また、実施責任者は、委託期間を通じて県担当者と緊密な連携を図ることとし、必要に応じて県と関係者との打合せに同席し、スムーズな事業実施を図ること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に愛知県と十分協議を行うこと。
また、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を愛知県に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 各業務に係る企画、調整、調査、分析、報告、制作・運用、編集・校正等の一切の経費（交通費、宿泊費、機材費、各種データ費等）は、全て委託金額に含む。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 周遊パスポートの発行が中止、延期等になった場合は、契約を締結しない、もしくは契約内容を変更する場合がある。

「あいち・なごや周遊観光パスポート」商品概要

1 趣旨

東京地区には「東京・ミュージアムぐるっとパス」、関西地区には「ミュージアムぐるっとパス・関西」があり、それぞれおよそ 20 年にわたって、地区内の博物館等の周遊を促している。

そこで、この愛知・名古屋においても、県内の美術館・博物館等に、平日に入館できるパスポートを販売し、地区内の周遊観光を促すこととする。

2 発行主体

一般社団法人愛知県観光協会（協力：愛知県）

3 販売期間

2026 年 5 月 18 日（月）～2027 年 1 月 31 日（日）（予定）

4 利用期間

2026 年 5 月 18 日（月）～2027 年 3 月 12 日（金）（予定）

（ただし、施設が定める除外期間を除く）

5 有効期間

最初に利用した日から 90 日間（平日のみ）

（期間中の土・休日、施設が定める除外期間を算入して 90 日間）

6 価格

4,500 円（大人・子供同額）を予定

7 参画施設数

約 35 施設